

第23期第19回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成30年11月22日(金曜日) 15:30～17:30

(2) 会議の場所 ユアーズ

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫
第10番	藤田幸隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第7番	高橋眞次
第2番	岡田充	第8番	宇野賀津美
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第14番	西原實
第7番	高橋眞次		

(3) 欠席委員 3人

推進委員	第9番	田坂健次
推進委員	第13番	飯尾象司
推進委員	第15番	久枝啓一

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤田 和 則	事務局 主幹	原 道 樹
事務局 次長	横川 俊 彦	農地 係長	田 中 賢 禪
主 事	池田 有 里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 平成30年度新居浜市農業委員会業務報告について



15時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員19人・推進委員12人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

●藤田会長

皆さん、こんにちは。

急に寒くなって体調を崩している方もいらっしゃると思いますが、寒くなるとうい天氣が続こうと我々農業者は現場に出て色々な事をしていかなければいけない、年の瀬にもなりますけど体調管理に十分気を付けられまして、それぞれの立場でお力沿いをお願いいたします。

それでは、ただいまから第19回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号となっております。

その後、平成30年度農業委員会業務報告及びその他となっております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第

19条の規定により、会長において山下 元委員と石山 敏夫委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第3号は決議事項、第2号及び第4号は意見事項となっております。

加えまして報告事項1件、参考事項1件がございます。

1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号及び議案第2号は関連しておりますので、一括して審議に入りたいと思いますが、私が関係しておりますので、退席いたします。

その間、議長を曾我部会長代理に交代いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(会長退席)

●曾我部会長代理

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号「農地中間管理機構 農用地利用集積計画について」及び議案第2号「農地中間管理機構 農用地利用配分計画(案)について」を一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理機構農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田10筆、合計面積9,699平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請人は、1番の公益財団法人えひめ農林漁業振興機構理事長 俊野 健治さんです。

内訳といたしましては、期間10年間で1筆、5年間で9筆、利用権の種類は、すべて使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の

基本構想に適合するものであること、および、対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

次に、議案第2号についてご説明いたします。3ページをお開き下さい。

先程の第1号議案では、農地中間管理機構への利用権設定になりますが、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している新居浜市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に同法第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。

4ページをお開き下さい。計画の内容と致しましては、農地中間管理機構が、(2-1)さんへ、田1筆、1,074平方メートル、(2-2)さんへ、田9筆、8,625平方メートルをそれぞれ貸付けするものでございます。

なお、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

●曾我部会長代理

ありがとうございました。

以上、議案第1号1番及び議案第2号1番ならびに2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、合田委員さん。

○合田委員

異議があるということではないのですが、この制度について知識として深めたいと思うのでご説明をお願いしたいのですが。まず、公益財団法人というのは中間管理機構から認められた受け皿の組織ということでしょうか。事例なんですけど新居浜で中間管理機構のそういう受け皿の機関というのは農業委員会がやるわけですね。そういうことでいいんですか。新居浜には公益財団法人のような組織がないわけですから、農業委員会がそれを担うわけでしょう。もし、新居浜の農業委員会がやるとすれば新居浜

の農業委員会を利用しないのかなど、私の認識が間違っていたら説明をしていただけたらと思います。以上です。

●**曾我部会長代理** 受け皿は農林水産課だと思うんですけど。農業委員会がしたりするものではないですね。

○**合田委員** 新居浜にはそういうような受け皿の機関がないんでしょうか。松山の法人を使っても新居浜の受け皿があれば新居浜の方がそれを利用できたら非常に便利ではないのかと。

●**曾我部会長代理** 愛媛県の受け皿は全てここになるんですよ。県内全部がここで一括して受けているんですよ。今、合田委員さんからお話がありましたけど今回新居浜市で初めてなんですよ。農地中間管理機構を使っての貸出は、使用貸借でありますけどそういうように貸したいという方は去年農地の調査で調べた中で出てきて受け皿の貸し手と借り手が合致すればこういう形になるんですね。やっと初めて出たわけですけど、今回は借りたい地元の人達が借りたいということと面積が合致したということですね。これ、貸す方にお金が入るんですね。農地中間管理機構、皆さんご存じだと思いますけど、本来皆農地中間管理機構に貸したら今は大体貸し手も使用貸借で使っている分はお米の一袋分ぐらいあるかと思うんですけど、今はほとんど無料です。ここを使えばお金が入るのでそうしたいのですけれども、ただ借り手がいないからできなかった、今回初めてこういう形でまずまずまとまった所の土地が借り手ができたということですね。本来、こういうことをすればいいんですよ。

○**合田委員** 僕が関心するのは、これ個人ですよ。個人が貸したいという意思表示をして借り手は当然いたんですけど、そういうことを利用しようとする知識があったということで誰かあっせんするとか紹介するとかそういうことをしたのでしょうか。個人の判断で知識をもってこういうところにお話をもっていったのか、その辺りはどうなのでしょう。

●**曾我部会長代理** この二人なら知っていたと思います。私も聞きたいのが例えば（2-2）さんにしても松神子など沢山あるけど、

一般の農業委員会が使っている使用貸借で契約していた分はあったのではないですか。

○原主幹 無いです。新規です。再設定は認めてないです。

●曾我部会長代理 全く新規なんですね。向こうを解約してこっちじゃなく新規で取るから良かったと思います。

○伊藤委員 農業委員会がタッチしたのではないですか。農業委員会に調査して貸したいというのを出したじゃないですか。(2-2)さん達が2ヘクタールくらい借りたい、この辺りで借りたいというのでそれを農業委員会でひらってこれだけの件数になったのではないのですか。

○原主幹 今回の経緯について私どもが聞いているのは、借り手側認定農業者さんなどに中間管理機構を使ってもらえないだろうかとお話をしたところ手を挙げてきたのが(2-1)さんと(2-2)さんだったと。(2-1)さんと(2-2)さんがこの農地を新規で借りますよということだったので、この農地中間管理機構を使って今回初めての契約が成立したというように考えております。

○藤田(健)委員 また、来年度に入って意向調査の中に中間管理機構に貸したいですかという項目があったと、それが今回活かされた結果が出たと、全員が個別で調べた意向調査の中に中間管理機構に貸しますよという項目が調査項目の中にあるわけ、それが活かされてこういう結果が出たと。それじゃなかったら何のために調べたか分からない。全然事務局の方はノータッチで(2-1)さんと(2-2)さんが個別に交渉に行ってまとめたんですか。

○原主幹 そうですね。農地パトロール以降の意向調査によって貸したいという農地については一応まとめて新居浜市のホームページの方へアップはさせていただいているんですけど、今回のこのケースについてはホームページを見られたかどうかは分かりません。

○田中係長 (2-2)さんにつきましては、そのリストを見に来られてその中から何筆かはピックアップされたのではないかと

と思います。役にはたったのではと思います。(2-1)さんの方はそういうわけではないと思います。

●曾我部会長代理 意向調査で、個人情報の関係もあるので公開してもよろしいかどうかですよね。いいですよ。という方については見せてもいいわけですよ。ですから、(2-2)さんの場合は何筆かあったということですね。今回、初めて農地中間管理機構を使ったものが出たので、まだ、皆様も詳しく分からないところもあると思うので、前回説明を受けたと思いますが、再度知識を深めるために農政関係の説明をしていただけたらと思います。

●曾我部会長代理 他に御意見、御質問はございませんか。
(「なし」の声あり)

●曾我部会長代理 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

●曾我部会長代理 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「中間管理機構 農用地利用集積計画について」及び議案第2号「中間管理機構 農用地利用配分計画(案)について」を原案のとおり決定させていただきます。

●曾我部会長代理 それでは、議案第1号及び議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩し議長を交代いたします。
(休憩後、会長の入席)

●藤田会長 休憩前に引き続き会議を開きます。
5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○原主幹 議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第32番及び第33番の2件でございます。

6ページをお開きください。

第32番は、郷一丁目、畑、1筆、面積1,520平方メ

ートル、譲受人は市内で農地所有適格法人を営む(3-1)さんです。

譲受人は平成29年4月11日に設立された法人であります。

現在、4.5反ほどの農地を耕作しており、今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

また、第32番につきましては、法人での所有権移転ですので、農地所有適格法人の4項目の要件について説明させていただきます。

まず、法人要件につきましては、譲受人は株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であります。

2点目に、事業要件につきましては、昨年度の売上の全額が農業による売上であります。

3点目に、構成要件につきましては、株主は4名であり、そのうち農業常時従事者が3名でその3名の議決権の合計は、90%であります。

最後に、役員要件につきましては、先ほどの株主4名とも役員であり、そのうち3名が常時、農業及び農作業に従事しております。

よって、農地所有適格法人要件の4項目については許可要件を満たしております。

7ページをご覧ください。

第33番は、垣生一丁目、田、2筆、合計面積938平方メートル、譲受人は(3-2)さんです。

譲受人は現在、11反ほどの農地を繁忙期には知人の協力を得て耕作しており、今回、譲渡人である妹が県外在住で管理が困難なため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第32番及び第33番の許可要件につきましては、議案書

に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第32番は1ページ目、第33番は2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、32番については、地元委員であります小野 義尚委員から33番については、岡部 正明委員からご報告をいただきます。

まず、小野 義尚委員お願いします。

○小野（義）委員

11月5日に現地調査に行きました。この、申請地につきましては今現在隣の方が野菜を少し作っていると農地としてはきちんとされているということです。10月にその一切れおいた西隣にこういう申請がありまして、それを譲渡人が聞いたみたいで、何とかこれを作ってくれないだろうかということできたようで、譲渡人が耕作する意思が全くないというようなことで今回この土地を作っていくということで（3-1）さんは農機具の方は息子に任せてこちらに集中していくということで許可後は稲作を予定していくと、しっかり耕作していくと思いますのでご審議の程よろしくをお願いします。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に岡部委員お願いします。

○岡部委員

10月末に申請人と会いまして、聞き取りをおこなったのですが先程の調査書と同じでほとんどの許可要件について問題はありませんでした。譲渡人と譲受人の関係は兄妹でこの農地については相続で譲り受けたもので、現在県外に住んでいて管理ができないので、普通なら貸借でやると

ころですが買取で後問題がないように作ってほしいということ
ことで受けたそうです。(3-2)さんについては8反余
り耕作しているなのでこの農地を入れると9反余り約1丁近
くなるので誰から見ても兼業農家としては大変よく頑張ら
れていると思います。そういう意味で問題は全くないと思
います。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第1号32番及び33番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでし
ょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第3号32番及び33
番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を
議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用
の申請で、申請件数は、8件です。

9ページをお開きください。

147番、宇高町一丁目、田1筆、譲受人は、(4-1)
さん。

内容は、自己住宅126.69平方メートル、一体利用地
として、宅地142.44平方メートルがあり、農地区分は、
その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸
借権で期間は永年です。

なお農用地の除外があります。

148番、坂井町三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-2)
さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟)217.37平方メートル、

一体利用地として、雑種地165.00平方メートルおよび公衆用道路106.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

149番、中村松木一丁目、田2筆、畑1筆、譲受人は、(4-3)さん。

内容は、賃貸共同住宅(2棟)433.43平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

10ページをご覧ください。

150番、大生院字戸屋鼻、田1筆、譲受人は、(4-4)さん。

内容は、事務所及び倉庫(1棟)299.50平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

151番、田の上一丁目、田2筆、譲受人は、(4-5)さん。

内容は、自己住宅117.17平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

152番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は、(4-6)さん。

内容は、自己住宅132.49平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

11ページをお開きください。

153番、大生院字戸屋鼻、田1筆、譲受人は、(4-7)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

154番、田所町、畑1筆、譲受人は、(4-8)さん。

内容は、自己住宅116.34平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

以上、147番から154番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、147番から154番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

12ページをご覧ください。

報告事項「農地所有適格法人の平成29年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

○原主幹

農地所有適格法人の平成29年度事業報告について、ご報告いたします。

平成30年10月に、(5-1)及び(5-2)から農地所有適格法人報告書が提出されました。

農地所有適格法人の要件である法人要件につきましては、両社とも株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であるため、要件を満たしております。

次に、事業要件につきましては、平成29年度の決算報告書によりますと、両社とも、売上高の全額が農業による売り上げとなっております。また、平成28年度及び平成27年度の売上も農業による売り上げのみであるため、要件を満た

しております。

次に、構成員要件につきましては、（５－１）の株主は４名であり、４名とも農業常時従事者、また、（５－２）の株主は２名であり、２名とも農業常時従事者ですので、両社とも議決権が１００％であるため、要件を満たしております。

最後に、経営責任者要件につきましては、両社とも、役員の総数が常時、農業及び農作業に従事しているため、要件を満たしております。

以上により、（５－１）及び（５－２）、両社とも、農地所有適格法人として必要な要件をすべて満たしており、適正に運営されていることを確認しましたので、ご報告いたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

１３ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第１８条第６項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、１６時３０分から総会を再開いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に報告事項に移ります。

報告資料の１ページをお開きください。

平成３０年４月から、本日までの業務について報告いたします。

まず、（１）会長報告、アの会議の出席状況につきましては、４月１１日から１２日にかけて、委員先進地視察研修で兵庫県養父市、鳥取県鳥取市を視察し、委員２３名が参加いたしました。

定例常設審議委員会が、毎月開催されており、それぞれ東京第一ホテル松山で開催され、私が出席し、農地法第４条、５条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

また、8月31日には、平成30年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会が西条市農協会館で開催され、委員24名が参加いたしました。

その他の会議の出席状況につきましては、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を、7月5日、9月5日及び11月5日に開催いたしました。

次に、2ページから4ページには、(2)総会及び農政関係の開催状況、(3)農地関係の開催状況を記載しておりますが、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、5ページのイの農地の権利移転・設定状況、6ページの、ウの農地の転用取扱状況につきましても、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明につきましては1件でした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、農地法適用除外証明0件、転用確認書交付証明28件、農業用施設証明12件、競売適格証明0件、その他諸証明30件でした。

最後に、カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

以上で、会長報告を終わります。

●藤田会長

次に2019年行事予定について、事務局から説明をお願いします。

○池田主幹

2019年行事予定について説明いたします。

資料1ページ、2019年行事予定表をご覧ください。

2019年の1年間の総会の開催日、開催場所の予定でございます。

補足説明になるんですけど、3月5日(火曜日)第22回総会の市民文化センターの場所についてなのですが、別館1階会議室で開催予定になっております。場所については、流動的でございますが、この日程で開催いたしたいと思っております。

で、よろしくお願いいたします。
以上です。

●藤田会長

2019年の農業委員会における会の開催予定につきまして何かご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

●藤田会長

御意見、御質問はございませんか。
(「なし」の声あり)

●藤田会長

ご質問がないようですので、次に農地基本台帳調査について、事務局から説明をお願いします。

○横川事務次長

農地基本台帳調査の概要について説明いたします。
農地基本台帳は平成26年に法定化され、整備が法で義務付けされました。

調査の方法としては、申請書をお渡し頂き、聞き取りや記入いただいた後回収頂くことです。

では、具体的にご説明を進めてまいります。

農政資料の2、3ページが申請書です。

資料4、5ページは記入例です。これについては調査中に質問等があった場合にお使いいただくもので、配布頂くものではございません。

それでは資料6ページ、「平成30年度農地基本台帳調査について(依頼)」をご覧ください。

中ほどに太字で印刷している、調査要領のところを御覧ください。

まず、1の対象者ですが

(1) 新居浜市に住所を有する人

(2) 年齢20歳以上の人(平成11年1月1日までに生まれた人)

(3) 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人

この条件に該当する人となります。

次に、2申請書につきましては、12月上旬に、事務局から委員さんのご自宅へお届けする予定です。

調査していただく調査区につきましては、8・9ページに

調査区一覧表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、3 提出期限等についてでございます。例年の通り 2 月総会を一応の区切りとさせていただきたいと考えております。年度内の事業完成のためなるべく期限内にお届け頂きたいと考えております。契約は若干の余裕をみて期間延長させていただき、契約書の締切日は 2 月 15 日とさせて頂きたいと考えております。

資料 4・5 ページを御覧ください。

4 申請書の記入方法についてご説明いたします。

申請書は、平成 30 年 12 月 1 日現在の状況を打ち出す予定としています。昨年の調査結果もあらかじめ打ち出されておりますので、変更のある部分を訂正して頂くことが調査の基本となります。

農家の方から、平成 31 年 1 月 1 日現在の状況を聞き取り、それらを申請書に記入していただきます。

それでは、申請書の具体的な記入方法についてご説明いたします。

1 の「耕作面積」の欄に記載されている面積は、調査票を打ち出しました時に農地台帳に記載されている耕作面積です。現在法務局とのデータ突合がまだですので、平成 30 年中の相続等の一部の変更は出来ておりません。変更がある場合には面積の修正をお願いします。また、平成 30 年中に所有権移転や転用等で、面積に増減があったもので、事務局において把握しているものについては、面積は修正しております。経営意向については該当するものに○を付けていただきます。はっきりとわからないという回答もあろうかと思いますが、おおよそでも最も近いものをお答えいただくようお願いいたします。

2 では「耕作従事日数」の欄と農業従事程度を答えていただきます。世帯員それぞれの年間耕作日数と従事程度を聞き取りご記入ください。

取消する場合は、取り消す人の欄に線を引き、下の余白に取消理由を記入してください。追加者がいる場合は、手書きで世帯員の欄に追加する人の名前、続柄、生年月日、性別、耕作従事日数、従事程度を記入します。追加する場合、お名前生年月日等が間違っていると、本人の特定が出来ませんので特にご注意ください。また追加者が別の台帳に記載されている場合は、同一台帳になりませんのでご了承くださいと思います。

また世帯主が転出・死亡の場合などについては、新しい世帯主を事務局の判断で記入しております。他の方への変更は簡単に行えますので、事務局へご連絡いただけるよう、お伝えいただきますようお願いいたします。

3は主な農機具と農用施設の保有状況です。特に農用施設については、広さが判らない場合も多いと思いますので、はっきりとした数値が判らない場合は約何坪等でも結構です。

4は販売収入についてですので該当のない方は記入無しです。また売上順をお聞きするもので、金額ではありません。3位まで順番をお聞きしていますが、1位又は2位で終わる方もおられます。

5、6は農地の売買・貸し借りの希望調査ですので、希望のない方は意向なしに○を付けて頂くようになります。希望については具体的な土地がお分かりの場合はその情報をお書き頂き、そうでない方は意向のみでも結構です。

なお、昨年の調査で「表札がないため住所が特定できない」「調査拒否された」「高齢の為調査に対応できない」等の理由で事務局から郵送で調査を行う方については、リストとしてお届けします。また「理由が有って同一台帳に記載できない」「記載している耕作面積と違う面積を記載している」等についてもリスト化してお届けしますので、調査中質問等がありましたらお使いいただけたらと思います。

次に注意点についてご説明いたします。資料7ページにお戻りください。

調査は新居浜市農業委員会の独自のものです。特に個人情報に関することをございますので、慎重にお取扱い下さいますようお願いいたします。この調査を拒否されても農地台帳から抹消されることはありません。ただし今後農地ナビや中間管理機構の利用状況の変化によっては、不利益を被る恐れもありますので、出来ればご協力いただけるようお伝えいただけたらと思います。また申請人に記載内容を十分に確認いただいた上で、ご提出くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、委託契約の説明に移ります。資料10ページ業務委託契約書（案）をご覧ください。

委員さんご本人とは契約できません。そこで、ご家族の方お1人と契約させていただき、委員さんはその補助者という形で届出していただくようになります。

調査員の氏名の横の押印につきましては、事務局でお預かりしております印鑑にて押印出来るものについては、事務局で対応させていただきます。

また、委託契約を結ぶこととなりますので、調査員の方には、委託料として調査頂いた申請書1枚につき240円をお支払いする予定です。調査員の方及びお支払い口座につきましては昨年同様と考えておりますが、変更等がある場合はご連絡ください。

なお、委託契約書を作成いたしますので、それに必要な収入印紙代200円を2月の報酬から引き去りさせていただきますことをご了承ください。

委託契約書は、申請書と一緒に持ちいたします。あわせて不在連絡票も同封いたします。

委員の皆様には年末年始のお忙しい時期とは思いますが、例年の法定調査でございますので、ご協力をよろしく願いいたします。

以上をもちまして農地基本台帳調査についての説明を終わらせていただきます。

- 藤田会長 農地基本台帳調査について、何かご質問がございましたら、よろしくお願いたします。
- 藤田会長 はい、池田委員。
- 池田委員 前年の最終の内容を事務局の方で修正した場合に、どこをどういう理由で修正した、そういうようなリストは各委員に渡してもらえるんですか。
- 横川事務次長 まず、耕作面積につきましてはその方のお持ちの耕作面積数、台帳上の面積はこれだけになっています、あなたのお持ちの土地はこれだけですよというリストはお渡しします。世帯主につきましては大変申し訳ないのですがこちらの方で台帳に打ち出す際に亡くなられた方を外させていただいて、違う方を世帯主ということであげておりますので、大変申し訳ないのですがその辺りについてはリスト化はできておりません。
- 池田委員 新しい申請調査まで本人も農業委員も分からないということですね。
- 横川次長 どの方が亡くなられて、この方が世帯主というのはその時点までは分からないという形です。
- 池田委員 事前に我々委員がそれに関する情報を知っておかなければお願いをする時にですね去年、私が申し上げたと思うのですが、事務局で勝手に世帯主を変えていたもんだから先方さんからクレームが出たというお話をしましたよね。その辺をある程度把握できる状況を作らないとまた、同じような事が起きるのではないかと思います。
- 横川事務次長 基本台帳調査の基盤になりますのが住民基本台帳等になりますので、これは毎日のように亡くなられる方が累積されていくという形になって12月1日まで事務局の方で10日間くらいかけて毎日潰していつている状態なんです。その内容をご提示できるかどうかについては個人情報の関係もありますので、なお確認をさせていただいてご返事をさせていただきたいと思うのですが、今、現況としては難しい状況かと思います。

○池田委員

私が一番引っかかるのは、これはあくまで本人の申請文書ですよね。これを事務局で修正するということについての細かな配慮がない。そんなのでいいのですか。

○横川次長

今、仰られているご意見は確かにもっともでございますし、昨年の世帯主が変わるといふ苦情についても把握はさせてはいただいておりますが、今、現況でそのリストを差し上げるというかご覧いただいで把握ができるかについては我々の方でも十分検討させていただいていない状態ですのでこれから帰りまして検討させていただいて、その件については可能であればリスト化させていただきたいと思っております。

○池田委員

分かりました。今後の検討課題でお願いします。

●藤田会長

はい、近藤委員さん。

○近藤委員

今の質問と少し絡するところもあるかと思うんですけど、5ページの例があるんですけどせつかく調査に行ってもお宅はトータルこれだけですよ、という面積の中しか分からないので1筆ごとの地番、広さこの辺が明確になっていないと、どの土地を貸したいのかはつきりしないんですよ。当方もそれを把握できてない場合がありますので、せつかく個別訪問するわけですから、1筆ごとに貸したいというのが見えたらこの人は何処にある土地を貸したいというのが明確になって、ホームページに載せるにしても校区的にいいのではないかと思います。私はそうしてほしいです。

○横川事務次長

これ何回かお話が出ているんですけど、全件を全部打ち出しをする、あるいは情報を皆様にお届けするというのは非常に難しいかと思ひます。例えばもし可能な部分があるとすれば、お貸しをしたいという方で地番がはつきり分からないという方につきましては、全件と書いていただきまして、同意する、同意しないについてはそれは希望で書いていただいで結構なんですけど、翌年の調査でその方がお持ちの土地については全件この裏面にこういうような形で打ち出しされます。それを見ていただいで、その次の年にこの場所を貸すと

いうのは可能だと思います。ただ貸したいという土地以外にも出てしまうので逆に言えばそういう土地があるとすればこちらの方にご連絡いただけたらそこは消させていただくというような形は取れるかと思います。

○近藤委員

結局そのパターンでいくと2度手間、3度手間になるんですよね。当家は自分ちの食べる野菜は作りたいとか、お米は作りたいとかいう方も居るのでそういった方は最初から分割なんですよね。一括で貸したいという人が全員じゃないのでその点は2度手間、3度手間にならないようにせつかく個別訪問するわけですからある程度効率よく調査できるようにしてほしいと思うのですが。

○横川事務次長

それを言いますと最終的に皆さんの方に地区の方がお持ちの土地全件をお渡ししてというようになります。大変な量の資料をお渡しするというようなことにもなりかねませんので、例えば調査中に、これも2度手間の可能性はあるのですがここを貸したいという意向があつて地番が分からないという形の場合にはご連絡をいただければその方の情報についてはこちらからお声がけをするというようなことで、何らかの方法で今後そういうような対応をさせていただけたらと思います。今現況12月の頭までの短い期間ですので、そういう形でもしよろしければ対応をさせていただけたらと思うのですがいかがでしょうか。

○近藤委員

去年の極端な例を言いますと、「うちにそんな土地はない」という人までいましたからね。

●藤田会長

田んぼだろうと、畑だろうとAさんのところはこれだけですよ、今近藤委員さんが言われるように奥さんの名義であつて知らなかったと、これも課税額はある程度の額にならないと新居浜市も課税しない。課税にかかっていると、ここにもあるんだと分かるのですが、そういうように低い時にはAさんの方が少ないですからそこでかかってくるから、本人だけが分かっている家族の方は分からないということも発生すると思います。ですから、その辺も難しいので台帳の

中にあればこの場所となるんですけど、この辺の土地とでも言ってもらってそれをリストアップするとかじゃないと全部をお渡しするということもできませんし、そういうことで皆様方にも色々面倒になろうと思いますけど事務局の方に届けていただくと、2度手間、3度手間になるんですけど協力をしていただけたらと思います。事務局の方でも色々取り組んでいくんですけど、新居浜市農業委員会の独自のものですので全国で同じ様式でやっているところはないですので、いろんなことで何回か回数を重ねる中でうまくできると、池田委員さんが言われたようなことも本来は変わったところだけでも担当の委員さんにお渡しすればいいんじゃないかなと、全てのことを全部打ち出すのは難しいですけど、その辺で各委員さんご理解をいただきたいと思いません。

はい、近藤委員さん。

○近藤委員

この表からいくと10筆まで書けるんですよ。10筆以上を持っている人がいったい何人おられるんですか、という話でいくとそんなにいないと思いますよね。

●藤田会長

皆さんよく分かるのは田や畑ですけど、これが例えば山になって転々と有ったりしたら所有者の方も分かっていない。一番分かりやすいのは水田、平面的な畑とかが分かりやすい。地番とかでは分かりにくく、代々家での呼び名などで把握している方が多いのであの辺、この辺というので調査員が改良区や事務局に確認をして再度所有者に確認をしていただかないと、ということになろうかと思えます。

はい、伊藤委員さん。

○伊藤委員

近藤さんと同じように私も去年調査して何処にあるか分からない、というのもありました。貸したい言うても何処を貸したいのか分からない。今さっきの買いたい人を公開してもいいですよというところね。住所、番地、面積を把握していなかったらパッと見た時分からないですよ。農業委員会のほうに行ってお願ひして、その後対処してくれたか知らな

いんですけど、今年調査しに行ったら対処してくれたか分かると思うのですが。自分の土地が何処にあるのか知らないということがあったり、貸したい土地も何処を貸したいのか書きようがない。やっぱり地番と面積くらいあったらありがたいのですが。

●藤田会長

一番は個人の専用物ですから、事務局の方でいっぱい出したら個人情報にもかかってくるからね。おうちの方にこれだけあるということを知ってもらわないと、以前お話したように人・農地プランで地域の方をお願いをするとかいうようなことも今回の農業委員や推進委員の仕事として一つでもそういったことをやっていこうというのが全国的な取り組みでございますので、とにかくそうやって手間がかかったりすることもあるんですけどまずはおうちの人に何処に自分の土地があるのか分かっていただく、なかなか難しいのですが我々が色んな補助をしてあげて分からないところを分かるようにしてあげる。時間はかかりますけど仕事の一つとしてご協力をしていただきたいと思います。

●藤田会長

他にご質問等はございませんか。

はい、藤田委員さん。

○藤田（健）委員

余分な話になるんですが、固定資産税が市役所からくるじゃないですか。あそこに農地が全部でていると思っていたのですが、あそこから出てくる農地の台帳とこちらが持っている台帳は同じものですか。資産課でね。

●藤田会長

資産税課の課税台帳と全く同じではないと思います。大体は合っていると思いますが。

○横川事務次長

年に一度課税台帳の方と突合はさせていただきます。ただし、課税台帳上例えば田と畑で農地台帳上、樹園地があります。樹園地につきましては、課税台帳上、畑等になっているものもございますので突合はさせていただきますけど全く同じというわけではございません。内容によってはこちらの調査で変えているもの畑が樹園地になっていることもあります。

○藤田（健）委員 小作人台帳で今言ったように当人が死んで子供の代になっている時に小作地を貸しているというのは知っているけどどこにあるのか知らない。という子供さんがいました。尚且つ改良区の賦課金は払っている。それだけしているのに、何処に土地があるのか知りません。台帳はあるんですか。

●藤田会長 小作地の場合は農業委員会で所有者と耕作者との賃貸借契約書というのを結んで賃貸借契約です。改良区なんかは売れた土地に田んぼから賦課金は上の耕作者にかかるのであって、いずれにしても個人の専用物ですからまずはしっかりと自分達の持っている物を把握するということになっていただくと色々な問題も少なくなっていくのではと思います。

●藤田会長 他にご質問等はございませんか。

（「なし」の声あり）

●藤田会長 ご質問がないようですので、ここで、事務局より報告事項があります。事務局どうぞ。

○横川事務次長 1月5日に別子山の方で役員会を開かせていただきました。内容につきましては来年の2月に予定しております「農業従事者との話し合いについて」の概要をお決めいただきました。内容につきましては日時が平成31年2月5日（水曜日）13：30から場所が消防庁舎の4階コミュニティー防災センターを予定しております。但し場所につきましては、市役所の西側の工事がなかなか進みませんのでその工事の状態によっては5階大会議室に変更になる場合もございますので場所については明確に決まっておられません。その対象の従事者について各農協支所で1名程度、農業者が多い中萩は2名とか最高でも2名まで、地区の委員さんの方でどなたか推薦をいただけたらと思っております。地区の方でご相談をいただきまして参加者の氏名とかご住所の方を1月の総会までにご連絡いただけたらと思っております。それにつきまして事務局の方からご出席のご依頼の通知を差し上げます。話し合いの内容につきましては、農業の現状あるいは農業委員会への要望、市への要望、市への要望につきましては

市への意見書の中にこういうことを入れてほしいというようなことの要望を話し合いをさせていただいたらと思っておりますので参加者の方のご推薦の方をよろしく願いできたらと思っております。以上です。

●藤田会長

事務局から報告がありましたが、本日の議題は以上となります。先ほどの報告も含めて、その他何かご意見、ご質問はございませんか。

●藤田会長

ご質問がないようですので、異常を持ちまして、第19回新居浜市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

●藤田会長

なお、17時30分から隣の鳳凰の間で懇親会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○藤田事務局長

ご起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員